

第四十八回国会
衆議院内閣委員会

議録第三十四号

(四九五)

昭和四十年四月二十日(火曜日)
午前十一時十五分開議

出席委員
委員長 河本 敏夫君
理事 荒松清十郎君
理事 佐々木義武君
理事 八田 貞義君
理事 岩動 道行君
上林山榮吉君
高瀬 傳君
坂田 徹君
二階堂 進君
藤尾 正行君
受田 新吉君
出席國務大臣
國務大臣 高橋 衛君
出席政府委員
内閣法制局參事
(第一部長) 関 道雄君
総理府総務長官 白井 庄一君
(賞勲局長) 岩倉 規夫君
(首都圈整備委員会事務局長) 小西 則良君
(総理府事務官) 村上孝太郎君
(官房長官) 高島 節男君
(総理府事務官) 向坂 正男君
(経済企画庁総合開発局長) 鹿野 義夫君
議員
員 八田 貞義君
委員外の出席者

議員 受田 新吉君
衆議院法制局參事
(法制次長) 鮎島 真男君
専門員 萩木 純一君

四月十六日

委員社寛一君辞任につき、その補欠として武市恭信君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十一日
委員天野公義君辞任につき、その補欠として上林山榮吉君が議長の指名で委員に選任された。同 日
委員上林山榮吉君辞任につき、その補欠として天野公義君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

憲法調査会法の廃止及び臨時司法制度調査会設置法等の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一号)

皇室經濟法及び皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)

農地被買取者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出第七七号)

農地被買取者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出第七七号)

駐留軍關係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(中村高一君外八名提出、衆法第九号)
行政管理委員会設置法案(内閣提出第一三〇号)
(予)
旧勅章の年金受給者に関する特別措置法案(八
田貞義君外十三名提出、衆法第一三三号)

議にいまなつております。この消費者基本法案と、わが党の考へておる消費者をどのようにしあわせにするかという立場の法案と国民生活局との関係、この問題について、当局としてもある程度御研究しておられやしないかと思うのです。わが党の提出した法案について、一応の御理解をいただいておるという前提のもとにお答えを願いたいと思います。

○河本委員長 これより会議を開きます。
ただいま社会党委員の出席がございません。この際、あらためて出席を求める所といたしますので、暫時このままお待ち願います。——社会党委員の出席がありません。やむを得ず、社会党委員が欠席のまま議事を進めます。

憲法調査会の廃止及び臨時司法制度調査会設置法の失効に伴う関係法律の整理に関する法律案、皇室經濟法及び皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案、建設省設置法の一部を改正する法律案、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、総理府設置法の一部を改正する法律案、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、農地被買取等に対する給付金の支給に関する法律案、駐留軍關係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案、行政監理委員会設置法案、旧勅章の年金受給者に関する特別措置法案、以上、十二法案を一括して議題とし、質疑を行ないます。受田新吉君。

○受田委員 それでは、いま提案された法案の中でも、経済企画庁設置法の一部改正案を中心にお尋ねをさせていただきます。
経済企画庁長官は、今度の改正案の骨子に、国民生活局の設置を掲げておられるのであります。これは私自身としても、また民社党としても、大いに共鳴するところであり、すでにわが党が消費費基本法案なるものを国会に提案をして、継続審議にいたしておりますところの国民生活向上対策審議会といふものがござりますが、これを改組いたしまして、現在は経済企画庁長官の諮問機関でございますが、総理の諮問機関として国民生活審議会というふうに改組いたしまして、そこにおいてそろいふうな基本的な問題を審議していただきことにいたしておりますのでございます。この点は、臨時

行政調査会におきましてもいろいろ御意見のありました点でございまして、その御意見の趣旨に合致する御提案がござりますので、われわれといたしましては、その欠陥を改めてそういうふうな方策をとつておるような次第でございます。

なお、民社党で御提案のこの問題については、臨時行政調査会等におきまして、消費者基本法の制定も今後の問題として考慮に値しようという御答申がござりますので、われわれといたしましては、今後検討を続けていきたいと考えておりますが、ただ政府の方針といたしましては、国民の権利義務に関する事柄との消費者基本法は含んでいないで、大きな方向だけを指示しようとする意味の法律でございますので、そういう趣旨において今後さらに検討を続けていきたい、かように考えておる次第でございます。

○受田委員 大臣、非常にわが党提案の消費者基本法なるものに御共鳴を願つておることがはつきりしましたし、これに対する機構上の問題につい

ても、大体同工異曲の新提案がなされている御答申があつたわけです。私は、この国民生活局を設置されるについて非常な共鳴を感じておるのでござりますけれども、從来の政府のやり方を見る

と、経済企画庁のものが、まことになまぬいお仕事しかしておられない。特に国民生活の実態をながめてみたとき、政府自身が、経済白書で

も十分な反省をしておられるのでございますけれども、個人の国民一人一人の消費量といふものは

どの程度いつておるかなど、これは国民の経済全體の消費量の大体半分以上だといわれておるわけです。それだけの量を占めておるにかかわらず、消費者保護対策といふものは、從来実に幼稚であった。なぜ過去において消費者そのもの——生産者も消費者の一部を占めておるわけなんです。そうした意味で、生産、販売過程においては確かに力を入れる。しかし、一方において消費者の側に立つ諸施策は非常におくれている。だんだんと生産、販売と消費者生活といふものとが離れてくる。これをなぜ過去においてもつと経済企画庁としては高い観点から各省と連絡をとり、

是正する方途を講じなかつたか。過去を責めてもしかたがないのでござりますが、どこにその欠陥があったかということ、これを御指摘願いたいのです。

○高橋(衛)国務大臣 受田委員も御承知のとおり、たとえば中小企業団体法等を制定いたします際におきましても、その調整規定、消費者の利益を害してはならないというふうな条項があり、各生産関係のこれを奨励するところの、または保護助長するところの法制においては、常に消費者の立場といふものを無視しておらないのみならず、むしろその点を必ず一項目入れて重視されませぬのでござります。同時に消費者でございまして、これは当然の事柄でございますが、しかししながら、何と申しましても、農林省なり通産省なりそういうふうなところでそういうふうな法律の実施に当たられるのでござりますけれども、生産者にどうしても重点が傾きがちだというふうな傾向は、たゞいま御指摘のように無視できない点であるとかと存じます。そういうふうな趣旨に私どもは痛感いたしまつておったわけでござりますけれども、やはり消費者の立場から國の政治全體を総合調整していく機能を持つという必要を、

くつて、皆さま方自民党的大幹部の中にも、これ

が生きながらの極楽浄土といふようなぜいたくさ

の不足、一方においてはばかりに別荘まで幾つもつ

成長していることを認めます。しかし、一方で消

費者のこの苦難な実態を見たときに、歐米の先進

国と比べたときに、これが文明國といえるかとい

うふうなあまりにも大きな格差があります。非常

に貧困層がスラム街で苦惨な日々を送っていると

いう実態、都市と農村のアンバランス、また住宅

の不足、一方においてはばかりに別荘まで幾つもつ

成長していることを認めます。しかし、一方で消

費者のこの苦難な実態を見たときに、歐米の先進

国と比べたときに、これが文明國といえるかとい

うふうなあまりにも大きな格差があります。非常

に貧困層がスラム街で苦惨な日々を送っていると

リの上昇の程度で十分とはいえないまでも、大
きなところにいっておるのじゃなかろうか、
かのように考えておる次第でございます。

野菜が高くなつた、生鮮食料品が高くなつた、これらに対応する対策などといふものは、急に今度必要度を感じて、抜き差しならうことになつてくる。月賦でものを買って、長期にわたつて経済負

ざいます。ですが、そういう点ともにらみ合わせなが
ら、ただいま御指摘のような方向に十分力を注い
でいくよういたしたい、かように存じておる次
第にして、その答申を求めておるような状況で
ござります。

もの、こう見ておるわけでござります、しこうして、昭和三十八年度までは、ほん三カ年度間で、それも六%をこえ、7%に近いところの消費者物価の上昇率を示してまいりましたので、その点相

• 100 •

みますと、なるほど諸外国と比較しての比率においてはそういうふうに少ないことは、これは事実でござりますが、しかし、消費者行政関係全体の予算として、三十九年度と四十年度とを比較してみると、今年は約四割近く、三九・九%といふ増加になつておるのでございまして、政府といたしましては、国民生活の内容の詳細な分析をいたしますと同時に、できるだけ早く理想的な福祉国家の体制に移つていくことができるようなどいふ趣旨において、そういう点に非常な重点を置いて予算の編成をいたしております点も、ひとつぜひとお認めくださつて評価していただきたい、かように存する次第でござります。

○高橋（鶴）國務大臣　國民生活の内容について
は、各階層にわたって相当に詳細に分析をいたしまりまして、その結果として、四十年度予算におきましても、たとえば生活本位の上昇、その他だいま申し上げましたように、消費者行政関係について四〇%に近いところの上昇を見たということは、そういう点にいかに政府が力を注いでおるかといふことの一つの例証であるらかと存じます。もちろんこれで十分であるといふやうに私は申し上げておるわけではございませんが、日本が経済の成長に応じて、できるだけそういうふうな費者の生活実態というものを十分御検討されておりますか。

○受田委員 消費者生活に一番基本的な影響を与えるのは、物価政策です。その商品及び役務関係の安定した価格というものが、維持されてないといふ点における不安感がある。そういうものの消費者に対する適正価格の安定政策というものを同時にとつておかないと、消費者の生活といふものは決して保障されません。その物価安定政策の基本的な構想を、経済企画庁からお聞きいたします。

○高橋(衛)国務大臣 御承知のように、今年の二月二十二日に政府は十項目にわたるところの物価政策を閣議決定いたしまして、それを各省府におきまして実施に移していくたまいておるようなります。次第でござります。こうして、物価安定のやは

上げてよろしいかと存じます。もちろんこの問題は、賃金との関係も非常に緊密に関連いたしておりますが、なかなかむずかしい問題でござりますが、四十年度におきましては、これをさらに四・五%程度に安定させていくということで、あらゆる施策を通してこれが実現を期して、漸次消費者物価につきましても安定させていって、そして国民生活に不安のないよう、しかも実質的な国民生活の内容の充実ができるような方向に、施策も総合的に調整し、努力を傾注していくたい、かように考へておられる次第でござります。

○受田委員 さらに物価政策の基本をなす問題は、やはり公共料金だと思うのです。その公共料金

Digitized by srujanika@gmail.com

数で解決するものではございません。エンゲル係數がだんだんと軽減していることは、私も認めます。四〇%をくぐってきたといろいろこれまで上がってきてる。しかし、一方でテレビあるいは電気洗濯機からルームクリーナーに至るまで、高い程度の文化生活のそういう家庭器具を用意しながら、一方では食生活その他に非常な節約をしていられるという片寄った生活をしている人も、相当出ているわけなんです。われわれは、やはりエンゲル係數が低くなつてきておるからもうだいじょぶだというやうないき方でなくして、そういう近代的な家庭設備、一方における文化生活といふものへばかに力を入れて、食生活その他のものが歩みを下げてきておるというこの事実もながめながら、片寄った家庭生活をどうして是正させるかという基本政策をお立てにならないといかぬと思うのです。ヨーロッパの先進国においても、ルームクリーナーのない家庭もたくさんあるのです。日本の場合には、そういうものを無理やりに取り上げる。そして一方では食生活などを節約しておる。

の国民生活の各要素について検討してみますと、非常にアンバランスがあることは事実でござります。特に最もおくれているものは住宅であり、また住宅に関連して、生活環境整備、つまり環境整備的な社会資本の立ちおくれといふものが、非常に目立っております。したがつて、今後の政治の方向として、そういうふうな方向に大きく力を注いでいかなければならぬということをわれわれは痛感いたしておりますて、四十年度の予算においてもそういう点に力を注いでいるような次第でございますが、これはもう一挙に夜から昼になつたようななかつこうに変えられるわけではございませんので、そういう点は、日本の経済の成長に応じて、できるだけすみやかにそういうふうな理想的な姿に持つていただきたい。なおまた、一休日本人の国民生活のあり方としてどういう姿が一番理想的であるかというような点につきましても、これは非常にむずかしい問題でございまして、ただいま実は国民生活向上対策審議会に政府から諮問をい

のぼすという点にある次第でございますので、経済全体の運営の基本方針といたしましても、先般発表いたしましたように、いかにして安定した成長の基調を持っていくかということに、財政金融政策等を通じてその方向に努力をしてまいっておられます。御承知のとおり、一昨年の暮れに経済の引き締めをいたしたのでございますが、その後金融関係におきましては、最近ほとんどとの状態に引き締めの緩和をいたしまして戻してまいりました。しかしながら、企業の態度または金融機関の態度が相当にむじろ行き過ぎくらいの程度に警戒的でありますことも原因いたしまして、今日非常に落ちついた環境のもとに、これから漸次安定期待されるものと、私どもは考えておる次第でございます。

しこうして、物価全体について申し上げますならば、昭和三十九年度全体の数字はまだ確定実にしまして年度間四・八%という線は確保できました年

られたのですが、もうぎりぎりの段階にきた、これで何とかしなければならぬという情勢と政府はお考えになつておるのじやないか。一年間ストップするの善後措置をちょっとお聞きしたいのです。
○高橋（鶴）国務大臣　この問題につきましては、いままでしばしば各委員会でお答え申し上げておりますが、ちょうど一年の期限が昨年一年で切れました。しかしながら、御承知のとおり、公共料金のストップの対象となるところの企業は、やはり賃金も上昇すればその他のいろいろな経費も上昇してきておる環境にござりますので、これを強行するということは、企業自体を場合によっては破産に導くとか、非常な不健全な、または安全性を無視した経営をせざるを得ぬといふところに追いつむおそれがござりますので、こういう臨時的な措置はそう長く続けるべきものではないといふ判断のもとに、期限が切れるとともにオールストップという措置は解除いたした次第でござります。しかしながら、公共料金そのものを全般的に抑制していくこうという考え方そのものは、從前

Digitized by srujanika@gmail.com

何ら変わつておりませんので、ケースバイケースに一々の企業または公共企業体等につきましても内容の審査をいたしまして、そして最小限度の程度でひとつがまんしていただき、そしてなるべくその企業が合理化され、能率化されていくような方向に政府もこれを助長していく。同時に、公共料金のこれを引き上げる場合におきましても、上げ幅については最小限度にとどめるというふうにいたしておりますが、次第でござります。

○受田委員 この公共料金政策は、他の一般物価にすぐさまはね返る問題なんですね。私は歐米先進国との物価上昇のテンポというものがはなはだ緩慢であるという実態も知つておるのでござりますが、わが国はほかに物価上昇のテンポが速い。そこで、いまお話を労働賃金なども、ベースアップ、定期昇給などを加えながら、この物価上昇とかけつこしておる。こういう実にわが国としては特異の実態を露呈しておるのでござりますけれども、このあたりで、生産の状況、経済の成長に見合つたための経済政策としては、そういう経済規模の拡大ということは、もうこの辺で一応力点の置き方を変えて、その経済の成長、生産の拡大に伴うてその所得の公平な分配、適正な分配といふ方向へ政策を転換すべきではないか。諸外国においては、所得政策についてのお話を伺つたところ、生産の増強面だけではなくして、所得の分配方式を重点に置く経済政策に切りかえる段階にきておるのじやないかと思つたのですがね。

○高橋(衛)国務大臣 所得政策についてのお話を伺つたましたが、私ども先進諸国との所得政策についての考え方、ただいまお述べになりましたように、生産重点主義から配分重点主義に移つた、こういふに見ておるわけではございません。むしろ経済成長を続けるためには、どうしても所得政策を必要とする、こういふ観点に立つて、たとえば英國は、労働党政府が昨年の秋にできましたて、そして最初に取り上げた問題が所得政策の問

題でございました。十二月の十六日でございますが、政府、労使間ににおいて共同声明が出され、その共同声明は、英國の経済成長を今後最高限度で保つためには、どうしても所得政策というものが必要である。言いなれば、国民経済の成長の範囲に資金、利潤等の上昇率を抑えなければならぬということについての共同声明が行なわれ、しこうして、最近において、これは新聞の報道ではござりますけれども、ウイルソン内閣は、資金の上昇率を三・五%の程度にとどめることが妥当である、こういふに言っておられるようですが、私は、この間労働大臣にもこの片り言を指摘しておいたのでござりますが、かつて西独の石炭危機に際して、労働者はストライキを起こして、その間に労働大臣にもこの片り言を指摘しておいたのでござりますが、かつて西独の石炭危機に際して、労働者はストライキを起こしておられると私どもは見ておる次第でござります。しかしながら、これは若年労務者においてそういうふうな事態が深刻に出てまいってはおりますが、中高年齢層においては、まだ必ずしも自分の能力に応じて十分に働けておるという状況でないという事実も、またお認めいただけるかと存ずるのでござります。言いかえれば、なお日本の経済は青年期にあります。石油と石炭の価格の調整をはかることなど、政府と労使一体となつて石炭危機を乗り切つたといふ事例もあるわけなんです。わが国は、大体民族と一民族で占められておるのでそれとも、私は、アメリカの国、これはいろいろの点で批判を受けておりますが、あの雑多な種を持つてゐる。しかし、いざ国内のいろいろな産業危機といふようなことになると、ばかなストライキもやつておりません。労使一体となつて生産性向上につとめて経済危機を救うという熱情を持つてゐる非常に伸びておる。こういふ状態を見たときに、日本の雑多な国民、雑多な人種のアメリカが、いさういうときにはこういふうにして生産の増強が最も重要な問題でございます。しかしながら、これは各企業において労使の間でそれぞれ自主的におき得政策を必要とする、こういふ観点に立つて、たとえば英國は、労働党政府が昨年の秋にできましたて、そして最初に取り上げた問題が所得政策の問

題でございました。十二月の十六日でございますが、政府、労使間ににおいて共同声明が出され、その共同声明は、英國の経済成長を今後最高限度で保つためには、どうしても所得政策というものが必要である。言いなれば、国民経済の成長の範囲に資金、利潤等の上昇率を抑えなければならぬということについての共同声明が行なわれ、しこうして、最近において、これは新聞の報道ではござりますけれども、ウイルソン内閣は、資金の上昇率を三・五%の程度にとどめることが妥当である、こういふに言っておられるようですが、私は、この間労働大臣にもこの片り言を指摘しておいたのでござりますが、かつて西独の石炭危機に際して、労働者はストライキを起こしておられると私どもは見ておる次第でござります。しかしながら、これは若年労務者においてそういうふうな事態が深刻に出てまいってはおりますが、中高年齢層においては、まだ必ずしも自分の能力に応じて十分に働けておるという状況でないという事実も、またお認めいただけるかと存ずるのでござります。言いかえれば、なお日本の経済は青年期にあります。石油と石炭の価格の調整をはかることなど、政府と労使一体となつて石炭危機を乗り切つたといふ事例もあるわけなんです。わが国は、大体民族と一民族で占められておるのでそれとも、私は、アメリカの国、これはいろいろの点で批判を受けておりますが、あの雑多な種を持つてゐる。しかし、いざ国内のいろいろな産業危機といふようなことになると、ばかなストライキもやつておりません。労使一体となつて生産性向上につとめて経済危機を救うという熱情を持つてゐる非常に伸びておる。こういふ状態を見たときに、日本の雑多な国民、雑多な人種のアメリカが、いさういうときにはこういふうにして生産の増強が最も重要な問題でございます。しかしながら、これは各企業において労使の間でそれぞれ自主的におき得政策を必要とする、こういふ観点に立つて、たとえば英國は、労働党政府が昨年の秋にできましたて、そして最初に取り上げた問題が所得政策の問

題でございました。十二月の十六日でございますが、政府、労使間ににおいて共同声明が出され、その共同声明は、英國の経済成長を今後最高限度で保つためには、どうしても所得政策というものが必要である。言いなれば、国民経済の成長の範囲に資金、利潤等の上昇率を抑えなければならぬということについての共同声明が行なわれ、しこうして、最近において、これは新聞の報道ではござりますけれども、ウイルソン内閣は、資金の上昇率を三・五%の程度にとどめることが妥当である、こういふに言っておられるようですが、私は、この間労働大臣にもこの片り言を指摘しておいたのでござりますが、かつて西独の石炭危機に際して、労働者はストライキを起こしておられると私どもは見ておる次第でござります。しかしながら、これは若年労務者においてそういうふうな事態が深刻に出てまいってはおりますが、中高年齢層においては、まだ必ずしも自分の能力に応じて十分に働けておるという状況でないという事実も、またお認めいただけるかと存ずるのでござります。言いかえれば、なお日本の経済は青年期にあります。石油と石炭の価格の調整をはかることなど、政府と労使一体となつて石炭危機を乗り切つたといふ事例もあるわけなんです。わが国は、大体民族と一民族で占められておるのでそれとも、私は、アメリカの国、これはいろいろの点で批判を受けておりますが、あの雑多な種を持つてゐる。しかし、いざ国内のいろいろな産業危機といふようなことになると、ばかなストライキもやつておりません。労使一体となつて生産性向上につとめて経済危機を救うという熱情を持つてゐる非常に伸びておる。こういふ状態を見たときに、日本の雑多な国民、雑多な人種のアメリカが、いさういうときにはこういふうにして生産の増強が最も重要な問題でございます。しかしながら、これは各企業において労使の間でそれぞれ自主的におき得政策を必要とする、こういふ観点に立つて、たとえば英國は、労働党政府が昨年の秋にできましたて、そして最初に取り上げた問題が所得政策の問

立がはなはだしく、しかもその解決が非常に容易じゃないといふ事態についての御所見について私は全く同感でございます。ただ、日本は自由主義、民主主義の国でございます。したがつて、政府としてそれに介入していくことについて、政府としては、非常に慎重な態度を必要とする。むしろ政府としては、国民各層に経済の仕組みがそろいつものであるという事柄について、十分御理解をいただきと、いう努力を一生懸命にすべきである。こういふうに考えまして、私、昨年就任当初から実は所得政策ということを申し上げ、それを相当の期間を要する問題であろうかと思ひます。しかし、國民各層の御理解をできるだけ深めていただくよろしく努力していきたい、そういう考え方をもつて、ただいままたその努力をしておる次第でございます。しかしながら、これはもうそれを経済発展の段階に応じて國民のお受け取りになるなり方もだんだんと変わつてしまつてくる、こういふうに私どもは期待いたしておりますので、漸次だだいま御指摘になりましたような方向に何とか政府としても國民全体の考え方方がおもむくよろしく努力いたしていきました。

○受田委員 私がいま指摘した問題の解決のかぎ

は、やはり政治の衝に当たる閣僚の皆さんが陣頭に立つていただかなければならぬ。特に所得

政策の中でも十分考慮されなければならない高額所得者に対する高率累進課税を思い切つてやるべきだ。西欧の先進諸国家などでは、貧富の差が縮まつてきておる。だから、ほかにぜいたくさん

まいをするような日本の特權階級のよろな者は、向こうにはおらぬですよ。しかも、庶民でさえもセカンドラン・ハウス、小さな別荘を用意するは

活をするのではなくて、やはり庶民の中にも生活保障——国民年金でも、日本円に換算して一万

から二万くらいの比率になつてゐるのです。だから

ら、上下が非常に圧縮されて、住宅などでも、日本のようなスラム街の悲惨なところを、先進国の中では見たことがありません。日本は、その点においては、一方においてはばかりに広いところにござります。このあたりでひとつ閣僚の皆さんのが先頭に立つて、みずから庶民に別荘を開放する。そして一方では苦労している庶民に、高度の文化生活がむすかしければ、限られた文化生活を与える

よろな豊かな社会保障制度を実施するといふよう、貧富の差を縮める経済政策といふものをどのようにお考えになつておられるか。私、この点を特に経済企画庁長官が勇断をふるつて実施に移されんことを望んでおるのですが……。

○高橋(衛)国務大臣 受田先生のおことはござりますが、日本においても、戦前と比較してはも

ちろんのこと、戦後においても貧富の差はだんだんと拡まつてきておる、こういふうに数字においておるわけでございまして、そういうふうにどんどんと貧富の差が拡大していっているといふうには見ておりません。しかしながら、御指摘のよ

うな事実が存在していることも、またこれは率直に認めざるを得ないでございます。そういう観

点から、政府といたしましては、たとえば生活保護費の上昇を相当大幅に毎年続けてまいります

とか、またはその谷間に、いわば日本の当たらぬ階層に対するところの思いやりのある政策を漸次充

実していくとか、または中小企業、農業等が立ち

生まれてきておる以上は、都市に住もうと農村に住もうと、どのような職業を選ぼうと、人間として、ここで書いておられるような高度の福祉生活

ができるというこのスローガンに合らよくな手を打つていただかなければならぬと思うのです。特

定の選ばれた職業の人が豊かで、自分の選んだ職業によつては、何は働いても、かせぐに追いつく

ことができるといふことなどがまつからぬそのような生活をつけておられるのです。これは許されないことであつ

ら申し上げているのです。いま私が指摘したよう

なところを大臣も御旅行されて、日本の國のこの

悲惨な大衆、日の当たらぬ人々があまりにも多い

ことを嘆いていられると思うのです。これはすな

に見ておられると思うのです。この点は大事な

問題であつて、一応大國ぱりを言い、また文明国と誇つておる國としては、文明國の中に入間らし

い生活ができるない庶民が残つておるということ、

戦争のあの悲惨な状態なら許されると思うので

すけれども、こうして経済成長を誇つておる段階において、一部の人が非常に富榮の暮らしをしておるという現状において、ひとつ思い切つて高額所得累進徴収政策をおとりになる、最高八五%ぐら

いを採択するような英断をふるつて、一方で特定の人間のわがままを押えて、庶民を豊かにする

いう、貧富の差を縮める政策は、相当英断をふるわぬとこれはなかなかできません。漸次漸次な

んで書つておったのでは、これはなかなか間に合

わないのです。私はこの点を、同じ日本に生まれるわぬとこれはなかなかできません。漸次漸次な

んで書つておったのでは、これはなかなか間に合

ないのです。私はこの点を、同じ日本に生まれるわぬとこれはなかなかできません。漸次漸次な

<p

実、第五点が労働条件の向上と雇用の改善、さらには国民の人的能力の向上と申しますか、国民の資質、能力の向上というような問題、並びに消費者の保護、こういうふうに分けて考えておるわけでござります。なお、これはあるいは経済開発と重複する部分になるかとも存じますが、農業とか中小企業等立ちおくれた部門つまり低生産性部門の近代化、合理化をはかるということも、これは経済政策ではございますが、やはり社会開発的な観点からもこれを強力に推進する必要がある、こういうふうに考えておる次第でござります。

○受田委員 この社会開発の中には、私は広い意味で経済開発が入ると思うのです。ところが、それをわざわざ取り上げられている。どうせ今度論理がここに御出席になるからそのときに聞こうと思ふのですが、思いつきで新用語をどんどん製造

いは問題は、経済の成長に見合つた、また経済成長に調和したところの社会開発をしていきたい、というのが調和という意味であり、均衡のとれども、という意味は、たとえば国民生活相互間において、現在日本の国民生活の内容を見てみると、住宅が非常に立ちあぐれでござりますが、そうふうに均衡のとれてない部分が相当ござりますから、そういうふうな面について均衡のとれた政治をやつていただきたい。こういう趣旨で調和といい、均衡といい、その文字を使っておる次第でございます。

重、それから社会開発——社会開発と経済開発はどう違うのですか。それから調和と均衡とはどうからどういうふうに指示されていますか。

○高橋(衛)国務大臣 総理がいつもお答えを申し上げておりますとおり、社会開発の内容については必ずしも一定した定義ができるわけではございませんが、國際的に考えてみますならば、つまり經濟の開發というのに対応した一つのこととして社會開發ということが考えられる。そういう場合において、その内容として何が考えられるかと申しますと——まあ理念として申し上げますならば、經濟開發は、もともと經濟の合理性を追求するという点に重点があろうかと存じますが、それに対して社會開發は、人間の欲求の充足ということは、まず第一に住宅の整備、それから第二点が産業公害の防除、それから第四点が社会保障の充

されるだけでは意味をなさないわけなんです。私は、経済開発と人間尊重とかいうことであれば筋が通ると思うのですけれども、新語をいかにも何か新しい事態に即応する政策があるように印象づけておるのですけれども、これはわざわざこの提案理由にお書きなったのだから——去年の国民生産高局の提案のときには、のことばはなかつたでしょう、だから、今度それが新しく入つたわけですね。それから調和的というのも去年はなかつた。今度新しくこれが出てなんです。調和的と均衡的というのは、二つ並べてあるけれども、どう違うのですか。

○高橋（衛）**國務大臣**　社会開発ということばの意味については、ただいま御説明申し上げましたのが、昨年の提案理由にはこれはなかつた。今年は入つた。内容的にはそれほど大きな変化があつたわけではなく、ございませんが、しかしながら、たゞそば社会の、つまりひすみの是正ということはをいふままでよく使ってまいつたのでござりますが、それをさらに前向きに発展的に表現するのには、社会開発ということばのほうがより適切であろう、こういうふうな観点のもとに社会開発ということばを取り上げた次第でございます。それで調和と

同じようなことばが二つ出てきているのですが、この点においては、何だか昨年の提案理由とことしの提案理由に——新内閣の性格を感じたと言はれまでございますが、こうして新用語がどんどん思いつきで飛び出してくるということにならると、やはりそれはそれなりに新しい意義がなければならないと思うのです。この点において、私は特に長官にお願いしたい。私が先ほど米指摘するところ、つまり国際経済社会の一員として国際間の関係も十分考慮していかなければ、日本ではこれは解決しません。だから、ある特定の時価が上がっていくという場合には、それを押さえるために外国の安いものを買い込むというような政策も、そこに織り込まなければいけないわけなんです。そういう場合に、いまの開放経済下におおる貿易の自由化というのも生まれてきた。ところが、どうしても日本の経済の上に打撃が大きすぎるというので、一部のものはまだ自由化にならないものがある。それは指摘するまでもなく農産物なんかにあるのですが、こういう問題は今後どう処理していくのか。農村のこの悲惨な状況を救うためには、農産物の価格安定という問題があるし、農業に対する特別の補助金を出すとか、

いろいろありますけれども、一般国民の物価上昇を防止するという意味からいえば、安いものを買ひ込むという手もいいわけです。それらを調和的に、均衡的に、どう考えておられるか、ひとつ自由化に残された問題の今後の見通しをお聞きしたい。

○高橋(衛)国務大臣 先ほど来御指摘のとおり、農業におけるところの比較生産性というものが、他の産業に対して非常に低い。農業基本法といふものをつくりまして、その生産性の向上をはかるうということで非常な努力をし、また所得の均衡をはかっていきたいという目的のために努力をしてまいっておりますが、必ずしもその成果は十分にあがつてないことは事実でございます。そうして今後自由化を進める上におきまして一番問題になるのは、やはりお話しのとおり、農業に関する問題であろうかと存じます。日本は、もうすでに自由化の率においては九三%にまいったております。したがつて、その点において、な諸外国から自由化を迫られるものは相当あるうかとは存じますが、そろ必ずしも外國の言ふうどおりになる必要はないからう。したがつて、農産物については、これは特に慎重な態度をとつて、私ども対処すべきものである、かように考えておる次第でござります。御承知のとおり、六カ国でもつて EECという組織ができ上りましたのは、一九五八年でございます。その EEC の内部において、やはり農産物についての問題が一番困難な問題でございまして、これがなかなか進んでおらないという事実も、よく御承知であらうかと存します。最近漸次これが進んでまいつておることも、よく私ども調査をいたしておりますが、そういうふうな観点から考えましても、特に比較生産性の低いところの日本の農業については、今後この問題については外國から要請がありました場合におきましても、日本の農業の実態というものによく認識していただきまして、そして慎重の上にも慎重な態度をもつて対処して、農民のこの困難な状態にさらに輪をかけるようなことは絶対に避けていただきたい。

かのように考えておる次第でございます。

○受田委員 それはそのぐらいでひとつおきますが、経済企画庁は少し思い切った実態に即した案をお立てになつて、高い観点から実績をあげいくような政策をおとりになることを願いたい。少し経済企画庁は存在がぼけてくる危険があるから、これはさすがに高橋長官のときにもそれが実を結んだというようななかつこうにしてもらいたいと思うのです。

そこで、ひとつ長官にお聞きしたいのですか。あなたは国防会議の議員の一人でもいらっしゃるのですね。御存じのとおり、国防会議構成員の一員でいらっしゃる重要な閣僚です。国防会議の懇談会はいままでしばしば開催されておりますが、経済企画庁長官として、防衛生産に關し、あるいは防衛費に關して、いかなる意見を述べられたことがありますか。経済企画庁の立場から、国の防衛に關する御所見を伺つてみたいのです。

○高橋（衛）國務大臣　経済企画庁の仕事の重要性について非常に御理解のあるところの御意見をいただきました、まことに恐縮に存じております。国防会議の私がメンバーであることも、御指摘の

り、先般中期経済計画を閣議で決定をいたしておりますが、その中で政府の財貨サービスというものの年々の金額を、四十三年度までの計画を持つておりますが、この中には国防費を織り込んで計算をいたしておるわけでございまして、これは言うまでもなく日本の国民経済の成長、つまり日本の国力に応じて防衛費についても漸次充実をはかっていく、という基本的な態度をとつておる次第でございます。

○受田委員 防衛廳長官よりもさらに上席の順序位になつていられる経済企画廳長官が議員の地位にあるのが、国防會議の構成に関する法律なんですね。そういう意味で特に防衛費について御見解をお持ちだと思いますから、ついこの間、四月六日でございままするが、アメリカのマクナ・マラ国防局官がこういう言明をしておるのです。これはあち

らの雑誌に出ておったわけでござりますが、記者の質問に答えて、日本の防衛予算是、日本の国民総生産を考えると、現在あまりに少額過ぎる。このため、米国としては日本がもつと防衛責任を分担するよう要請しておる。そうして具体的にそれを指摘しておるわけです。いま昭和四十年の一般会計歳出予算の中に占めるところの防衛関係費なるものを、一般会計歳出予算で見た比率は八・二%、これは適当であると思っておられるのか。いまマクナマラ国防長官が、日本に、国民総生産の高からいいたらあままりに防衛費が低過ぎる。自衛防衛を提倡しているわが国としても、アメリカとしても、日本にもつと軍事費を、防衛費を高めていくように、いま盛んに注文をつけておる、こう書いてあるのですが、これは当然無償援助の打ち切りその他の問題、それから兵器の問題でも、中古品になつたようなものを漸次切りかえいかなければならぬ、新兵器の製造、いろいろな問題をかかえてきておると思うのですが、経済企画委員会の中にこの無償援助の打ち切りに対する対策、それから新兵器の製造、国产化、こういう問題を含めて、すでに来年をもつて第二次防衛計画が終わって、さらに第三次長期防衛計画に入る、そういう際に、経済企画庁長官として、国防会議構成員の一人として、防衛費の成長といいますか、伸びということについて、いま私が指摘したよろなことをどう考えておられるか。アメリカはいなおななしに、国防長官のついこの間の声明を採用してみても、容易ならぬわが國への要求が出てくると思うのですが、このあたりで要求を打ち消すか、自主防衛といつても、経済成長の中で防衛の経費はわずかで押えておかなければならぬという考え方があるのかどうか、これらもひとつ……。これで質問を終わります。

題については、所管大臣であるところの、責任大臣であるところの防衛廳長官から、何らの御報告も、また御意見の提示も受けておりません。したがつて、經濟企画厅といたしましては、先ほど申しましたとおり、政府の財貨サービスといふものの分量、この金額といふものを國民經濟の成長度に見合った程度にずっと年々伸ばしていく、その範囲でこれを当分はまかなっていく。それで、新しいそういうふうな御提案があつた場合にあらかじめお話しする機会を設けたのである。

○受田委員 不満足だけれども、この辺でおきま
せんので、先ほど申しましたとおり、中期経済計
画の示しておりますとおり、日本の政府の財貨
サービスの総量のうちからこの防衛計画の充実
つとめていきたい、こういうふうにだいまのと
ころは考えておる次第でござります。

長官に御質問をしたいと存じます。

経済企画庁設置法の一部改正法律案の提案理由の説明の中で、あなたは、国民生活の質的な向上が非常におろそかにされておる。この向上を阻害するような諸事情をできるだけ積極的に取り除かなければならぬ。そのためには、いろいろと手得の向上とその格差是正をはからなければならぬ。物価の安定、生活環境の整備をやらなければならぬ。社会保障の充実をやらなければならぬこと、というようなこともいろいろあげておられまして、結局、高度の福祉社会を実現することが目的で、これら、うふうと言つておられるのであります。

そこでお尋ねをしたいのでござりまするけれども、この国民生活の質的な面を補うためにいろいろと措置をしておられるわけですが、その中で生活環境の整備について、どのような具体的な案をお持ちになつておられてこのよくな御提案にされたら、その点を御説明いただきたいと思ふます。

白書にも書いておりますが、国民生活の内容を
ずっと検討してまいりますと、今日一番立ち
くなつておるのは住宅であろうと思うのです
から申しますが、上下水道その他、つまり国民生活
必要な公共施設が非常におくれておるということ
も、これまた事実でございます。したがつて、

ういうふうな面に重点を置いて、政府が基本的な経済政策の運営方針を打ち出していきたい。もちらんこれは具体的には各所管省において実施なさることでございますが、大きな方向をそういうよろんな方向として打ち出して、まさに、こう、うふう

うに申し上げておる次第でござります。
○藤尾委員 ただいま御説明があつたわけであり
ますけれども、この問題については、一方において
非常に大都市が膨張し過ぎておる、過密都市の
問題がある。と同時に、地方において、みなさまも

おっしゃつておられるような環境の整備が非常に
おくれておるという地域があります。この両方面
に対して両方の措置をしなければならぬ、私はこ
う思うのですが、その点はいかがですか。

○高橋(衛)国務大臣 東京都内または川崎とか、
この隣接の区域について、工場とか学校とかの
設置を制限いたしておりますことは、御承知のとおり
でございます。しかしながら、この程度の措置で
はなかなか過密都市の問題は解決が難しく、
かのように存じております。先般実は私どものほう
で検討いたしまして、過密都市の問題を正式に取
り上げて、過密都市関係の閣僚懇談会をつくって
そこでもって本格的に検討いたそらといふことで
て、河野国務大臣を中心にしてその懇談会ができ
ましたことは、御承知のとおりであると存じま
す。しかしながら、この問題は、こういふな
東京とか大阪等の過密都市の産業、人口、文化の
集中を抑制するということだけでは、成功できる
問題ではございません。どうしても一方におい
て、後進地域の開発と申しますか、後進地域に工
場の誘致をはかるとか、またはそこにおけること
の文化の水準を高めるとか、または地域住民の
利益の上昇をはかるとか、そういうふうな政策と
並行して、初めてこの政策が成功する次第でござ
います。そういうふうな観点から、政府といたし
ましては、さきには低開發地域工業開発促進法を
制定し、その後新産都市、工特等の諸般の立法を
進めてまいり、また近くは近畿整備法等も議員
立法において成立いたしましたような次第でござ

園整備法のような考え方に基づいて、新しい観点から検討を進めているような次第でございます。
○藤尾委員 いま過密都市対策の問題が出来ました。が、私は、この過密都市対策の問題、公害の問題などございまして、まず、何といましてもも人間の飲み水、水という問題は無視できません。東京に例をとりましても、現在東京都の小河内内の水系の貯水量というものは、わずかに三千五万トンしか水が入っておらず。しかも、これは荒川あるいは利根川というものに対して膨大な公共投資をした結果でも、なおかつ、そういう状態にあります。一方において、長崎というよくなところでは、ほんとうに一日に三時間しか水が出ないというような問題もあるといふように聞いております。こういった問題が全国的に発生をしておるという時期に、さつきあなたも言われましたけれども、社会開発といふ面で、これは単なる経済開発にとられるわけですが、そうなりますと、この水の問題といふような問題を単に首都圏の問題としないでいかなければならぬだろ、こういうふうにやないのであつて、もつと他の面からもこれを補う一つの開発手段といふものを政府として取り上げていかなければならぬだろ、こういうふうにとられるわけですが、そうなりますと、この水の問題といふ基本的な研究といふものに基づいてのみこれを片づけてしまつといふことは、私は非常に問題があると思う。これは全国的な規模ににおいてこの水を通じて考えられるような行政といふものが必要であると思ひますし、また、そういうふうな地域開発関係の措置といふものがとられなければならぬ、かように思ひますが、あなたの考へはいかがでござりますか。

いて、今後水道料金というものは非常に大切だと思うのですが、大臣として経済政策の面からどのようなお考えをお持ちになるか、ちょっと御見解をお伺いいたしたいと思います。

○高橋（衛）国務大臣 水道に関しましては、先ほど藤尾委員の御質問にもお答えいたしましたが、日本が上下水道ともに普及度が非常に低くて、立地おくれになつてているという事態は、数字にあらわれているところでござります。しかしながら、一方から考へますと、日本は今まで非常に水に恵まれて、良質の水を飲料水として自由に得られたから水道の発達がおくれたという事実も、またあつたろかと考えるのでござります。そうして水道の恩恵に浴する人口の割合が、非常に少なかつたというふうな沿革もございます。したがって、水道の恩恵に浴するという場合に、これを一々国でやつしていくということになりますと、全国民的な感覚から申しますと、必ずしも公平にやらないというところから、各都市の施設におまかせをし、そして各都市はそれぞれ独立採算制のもとに料金をおきめになつてまいつた、そういうところから、立地条件の非常にいいところは安い料金で済むし、立地条件の悪いところは非常に高い料金を払わざるを得ないということに相なつてしまつておるのでござります。したがって、簡易水道等につきましては、どうしても給水家屋がばらばらに散らばつておる。したがつて、給水管その他の経費もたくさんかかる。または取水その他についても規模が小さいために割り高になるといふような状況もござりますために、しかも水質の非常に悪い農村等の地域が各地に存在するという事実を認めまして、政府としては四分の一の補助をいま御指摘のように、非常に高い料金を払わざるを得ないと、いう地域が、間々存在しているところでござります。そこで、この問題は、そういうふうな長い沿革を持つとき、しかもなお、全国民的

な比率から見ますると、まだ十分に普及していないといふ状況でござりますために、この間に国民全般同じ料金で良質の水を得られるという状況に持っていくこと、これは非常に困難な問題であらうかと存じます。しかし、ただいま御指摘の点は非常に重要な点でございますので、将来の問題としてぜひ私ども検討を続けていきたいと存じます。

新産業都市、工特法等の法律もまたその趣旨から
の趣旨にのつとつて、そして全国を調和ある発展
をさせたい。先ほど御指摘のございました
ように、過密都市の問題もその一つであり、また
非常にデリケートな問題でございますが、予算の
配分その他の面から大体バランスをとりながら、
重点を置く場所を考えながら、運営してやつてい
るつもりでございます。もちろん新産業都市の建
設、工特法の実施、これが非常にその中心的な重
要性を持つておるということは、お話しのとおり
であると存じておる次第でございます。

○藤尾委員 もう時間がございませんので、簡単
に焦点に入りますけれども、ここに低開発地域工
業開発促進法というものがあります。これについ
て、これの指定という問題を経済企画庁でおやり
になっておる。一体どういう選択基準をもつてこ
れの指定をおやりになつておられるか、ひとつ長
官からお示しいただきたい。

○高橋(衛)国務大臣 基準は非常にこまかくなつ
ておりますので、政府委員から御答弁申し上げま
す。

○鹿野政府委員 指定の要件は、政令で定める要
件を備えておるものを見定めることにしてお
りまして、その政令で、内容的には、一つは、工
業用地及び工業用水及び労働力の確保が容易であ
り、かつ運輸施設の整備が容易であること、もう一
つは、当該地域に市の区域が含まれる場合に
は、当該市が次のようない要件を備えておることと
いうことで、一つは、財政力指數といふものが一
つの基準以上のものであつてはいけないといふこと
と、それから二次産業のウエートがある程度の基
準以下であること、一次産業がある程度の基準以
上であること、といったような基準を政令で定め
ておりますので、それに従つて指定をいたすとい
うことになつております。

○高橋(衛)国務大臣 首都圏内においても、あちらろん低開発地域として指定された地域がございまます。

○藤尾委員 私はある経済企画庁のお役人さんから漏れ承ったところによりますと、首都圏内には低開発地域といふものは今後認めないので、低開発地域といふものは、むしろ東北とかあるいは北陸とか北海道とかいうようなところを主として指定をしていくのであって、首都圏内にそういうもののを認めるわけにいかないというようなお話を承つたことがございまするけれども、それは事実ですか、事実でないですか。

○高橋(衛)国務大臣 藤尾さん御承知のとおり、近畿圏整備につきましても、あそこに近郊整備区域とか、または都市開発区域とかいう制度を設けまして、そしてそれぞれそれにふさわしいところの政府の施策を進めてまいりておるのは事実でございます。しこうして、首都圏整備委員会とせらざりましては、あの近畿圏についてのやり方を首都圏についてもこれを適用していくたいという趣旨のようござります。そういたしますと、都市開発区域と低開発地域とが重複するというようなことがあります。決してこれをやらないという趣旨でござります。これは理論的に非常におかしいことに相なりますので、これはその法案の経過を見た上で、しばらく留保しておきたいという趣旨でござります。決してこれをやらないという趣旨ではございませんが、都市開発区域にどこが指定されるのか、または近郊整備地帯としてどこが指定されるのか、またそれに対してもなんら施策が行なわれるのか、そういうことを見きわめた上で決定するために、一応留保しておきたい、こういふ趣旨でございます。

○藤尾委員 いまこれは留保するのだという、非常に便利なことばだと私は思いますけれども、留保されたところでは私は非常に迷惑すると思ふ。たとえば低開発地域工業開発促進法によれば、少なくとも機械、装置、工場用建物についての減価償却の特例とか、あるいは地方税の課税の免除、あるいは不均一課税に伴う措置とか、財政上の措置とか、地方債に対する配慮とか、資金確保に対する配慮とかいうような特典が、非常に行なわれることになつておるという場合に、ある地域についてはこれは指定をしていくのだ、ある地域についてはそれは留保するのだといふようなことになつていきますと、その留保された地域の住民といましましては、これは非常に迷惑千万だ。そういうやり方はないと私は思う。その点についての御反省があるかないかといふことをお伺いしたい。

○高橋(術)国務大臣 先ほど申しましたとおり、近畿圏整備法に準じたような改正法律案が、すでに政府から参議院に先議として提案されておるのをございます。私ども政府といたしましては、これが今国会において成立するもの、かように予定をし、期待をいたして、ぜひ成立させていただきたい、かように考えておるわけでござります。成立しました後におきましては、従来のような機械的な、つまり百キロ以内といふような考え方ではなくしに、関東域地などの程度の範囲になるか、これは政令の問題でございますが、もう少し広い範囲を首都圏として考え、そしてその間に都市開発区域というものを相當に指定していくということですが、ぜひとも必要じゃなかろうか、かように考えておるわけでござります。そういうふうな観点からいたしまして、今国会でこの法律案が成立いたしますならば、これはそういたした期間じゃございませんので、それまでの期間しばらく様子を見たい、こういう趣旨で留保をいたしておる次第でございます。

○小西政府委員 この問題につきましては、都道府県知事から申請の受理をいたしまして、この低開発の関係法案によりまして首都圏の委員会を経由しなければならないということになつておりますから、その経由をいたしました書類につきまして、首都圏いたしましては、委員会を開いていただきましたして、審議を願つたのでござります。そこで、現在法案は出しておりますけれども、この法案の改正と申し上げますのは、近郊整備地帯を設けるということも、現在市街地開発区域といふことで処置をいたしておりますこの市街地開発区域といふのを、都市開発区域といふに改める。まだほかにございますけれども、骨子はこの二つでございます。

そこで、それでは近郊整備地帯というのはどういう範囲になるのかという問題になつてくるかと思うのでございますが、これは近郊整備地帯という名前とのおり——範囲はもちろんこれからきめるものでございますけれども、おのずからある程度の常識といいますか、そう首都圏全体にわたるものでもない。と申し上げますのは、現在首都圏の区域といふのは、東京圏を中心にして大体百キロから百二十キロくらいの範囲になつておりますので、既成市街地である東京、横浜、川崎といったようなところの周囲に對してある範囲をとるということになるかと思います。これらの問題は、もし法案が通つたとしますれば、審議会その他にかけておきめ願う問題でございますので、軽々しくその範囲といふのを私らのほうで想定するわけにもいきませんけれども、おのずからそこには、そ百キロ、百二十キロ全体といふような形にもならないので、その申請の書類を受けましたときに、大体その近郊整備地帯といふものはそぞろ広がるものじゃないだらうというので、相当広い範囲のことばをかえて申しますれば、東京駅から相当遠いところにある地区に対しては、必ずしもこの低開発地域の指定といふものは、現在の首都圏の整備計画と相反するもので

○藤尾委員 こまかい問題ですから、政府委員が

も何でもございませんので、申請のあつた中から条件といふものを吟味していただきまして、指定すべきものはその意見を具して経済企画庁のほうに提出したのでございます。

○藤尾委員 いまの事務局長の話によれば、近郊整備地帯といふものは、過密都市と申しますか、大都市といいますか、それの周辺の一定地域に限られるということになると、首都圏といふよくな広い地域に網をかぶせた全体の中で、必ずしもその近郊整備地帯に入らない地帯が非常にたくさんできると思う。そういうところは当然低開発地域工業開発促進法に均てんせしめたほうがいいのじやないかということで、その指定を首都圏から申し出たという話になつておりますけれども、先ほどの長官のこれを留保した、一般にとにかく首都圏といふ網の中に入つたものは全部留保があるというお考へとは、だいぶ違つておるよな気がいたします。その点はいかがお考へでござりますか。

○高橋(衛)国務大臣 近畿圏整備につきましては、よく近々都市開発区域といふものの指定が行なわれるものと思います。そして、その都市開発

区域の指定の状況を私ども政府部内で御相談を受けておりますので、案の内容を承知いたしておりますが、それは相当あちらこちらにまとまつた

都市開発区域として総合的にその地域の開発をは

かつていこうといふ、むしろ広い観点からの総合開発計画が打ち立てられる次第でございますが、

そういう問題については、これは相当その土地土地の事情によって異なるつくると思うのです。

しこうして、首都圏の範囲内においても都市開発地域として指定される地域が当然に存在す

る、かように承知いたしておりますので、したがつて、その関連を見た上で、私どもは、つまり

都市開発地域として指定する意思は毛頭ないの

だ、またそういうふうな適性を持つている地域

です。しこうして、首都圏の範囲内においても都市開発地域として指定される地域が当然に存在す

る、かのように承知いたしました際には、たまには留保いたしておりますが、これを指定していくく、こう

いうことで、さしあたりその縦縛を見守つた上で

考えて、さしあたりその縦縛を見守つた上で

考えたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○藤尾委員 いまの長官のお話で、さらに留保し

てよく考へるというお話をござりますけれども、

首都圏の中でも、栃木県とか、あるいは埼玉県の

秩父の奥とか、あるいは千葉県の房総の先とかい

うような地域についてこれが首都圏にかかつて

おるということのために除外されるというような

ことになりますと、その地域の住民の福祉といふ

ものが著しくことにおいて阻害されることにな

る。この点は、その実施の上において十二分にお

考へをいたさない。

次に、このあなたの提案理由の説明の中にも、

いろいろと消費者行政評議会といふ構想も考慮し

て云々ということで、国民生活審議会といふよう

のを新設したいといふようなお考へですね。現

在こういった関連の審議会といふものは、國

土総合開発審議会、これは地域の問題ですが、東

北開発審議会、九州地方開発審議会、四国地方開

發調整審議会、中国地方開発審議会、北陸地方開

發審議会、中部開発審議会、地方産業開発審議会、

水資源開発審議会、豪雪地帶対策審議会、電源開

発調整審議会、あるいは離島振興対策審議会、あ

るいは台風常襲地帯対策審議会、チリ地震津波対

策審議会、数え切れぬくらいの審議会が一ぱいあ

ります。こういった審議会ばかりがやたらに乱立

をしている状況といふものを、あなたはどういう

ふうにお考へになりますか。

○高橋(衛)国務大臣 経済企画庁には、たまに

御指摘のとおり、非常にたくさん審議会がござ

いました、しかも、その審議会一つ一つが、少な

くとも関係の方々にとって非常に重要な意味を

持つた審議会でござりますために、私ども、率

直に申し上げまして、この審議会のお守りをするの

に非常に苦労をいたしておるのが実情でございま

す。したがつて、私どもいたしましては、先は

法の対象の地域としては適当な地域だということ

がはつきりいたしました際には、たまには留保

いたしておりますが、これを指定していくく、こ

う考へで、さしあたりその縦縛を見守つた上で

考へて、さしあたりその縦縛を見守つた上で

考へたい、かように存じておるのでござります。

○藤尾委員 いまの長官のお話で、さらに留保し

てよく考へるというお話をござりますけれども、

首都圏の中でも、栃木県とか、あるいは埼玉県の

秩父の奥とか、あるいは千葉県の房総の先とかい

うような地域についてこれが首都圏にかかつて

おるということのために除外されるというような

ことになりますと、その地域の住民の福祉といふ

ものが著しくことにおいて阻害されることにな

る。この点は、その実施の上において十二分にお

考へをいたさない。

次に、このあなたの提案理由の説明の中にも、

いろいろと消費者行政評議会といふ構想も考慮し

て云々ということで、国民生活審議会といふよう

のを新設したいといふようなお考へですね。現

在こういった関連の審議会といふものは、國

土総合開発審議会、これは地域の問題ですが、東

北開発審議会、九州地方開発審議会、四国地方開

發調整審議会、中国地方開発審議会、北陸地方開

發審議会、中部開発審議会、地方産業開発審議会、

水資源開発審議会、豪雪地帶対策審議会、電源開

發調整審議会、あるいは離島振興対策審議会、あ

るいは台風常襲地帯対策審議会、チリ地震津波対

策審議会、数え切れぬくらいの審議会が一ぱいあ

ります。こういった審議会ばかりがやたらに乱立

をしている状況といふものを、あなたはどういう

ふうにお考へになりますか。

○高橋(衛)国務大臣 経済企画庁には、たまに

御指摘のとおり、非常にたくさん審議会がござ

いました、しかも、その審議会一つ一つが、少な

くとも関係の方々にとって非常に重要な意味を

持つた審議会でござりますために、私ども、率

直に申し上げまして、この審議会のお守りをするの

に非常に苦労をいたしておるのが実情でございま

す。したがつて、私どもいたしましては、先は

法の対象の地域としては適当な地域だということ

がはつきりいたしました際には、たまには留保

いたしておりますが、これを指定していくく、こ

う考へで、さしあたりその縦縛を見守つた上で

考へて、さしあたりその縦縛を見守つた上で

考へたい、かように存じておるのでござります。

○藤尾委員 いまの長官のお話で、さらに留保し

てよく考へるというお話をござりますけれども、

首都圏の中でも、栃木県とか、あるいは埼玉県の

秩父の奥とか、あるいは千葉県の房総の先とかい

うような地域についてこれが首都圏にかかつて

おるということのために除外されるというような

ことになりますと、その地域の住民の福祉といふ

ものが著しくことにおいて阻害されることにな

る。この点は、その実施の上において十二分にお

考へをいたさない。

次に、このあなたの提案理由の説明の中にも、

いろいろと消費者行政評議会といふ構想も考慮し

て云々ということで、国民生活審議会といふよう

のを新設したいといふようなお考へですね。現

在こういった関連の審議会といふものは、國

土総合開発審議会、これは地域の問題ですが、東

北開発審議会、九州地方開発審議会、四国地方開

發調整審議会、中国地方開発審議会、北陸地方開

發審議会、中部開発審議会、地方産業開発審議会、

水資源開発審議会、豪雪地帶対策審議会、電源開

發調整審議会、あるいは離島振興対策審議会、あ

るいは台風常襲地帯対策審議会、チリ地震津波対

策審議会、数え切れぬくらいの審議会が一ぱいあ

ります。こういった審議会ばかりがやたらに乱立

をしている状況といふものを、あなたはどういう

ふうにお考へになりますか。

○高橋(衛)国務大臣 経済企画庁には、たまに

御指摘のとおり、非常にたくさん審議会がござ

いました、しかも、その審議会一つ一つが、少な

くとも関係の方々にとって非常に重要な意味を

持つた審議会でござりますために、私ども、率

直に申し上げまして、この審議会のお守りをするの

に非常に苦労をいたしておるのが実情でございま

す。したがつて、私どもいたしましては、先は

法の対象の地域としては適当な地域だということ

がはつきりいたしました際には、たまには留保

いたしておりますが、これを指定していくく、こ

う考へで、さしあたりその縦縛を見守つた上で

考へて、さしあたりその縦縛を見守つた上で

考へたい、かように存じておるのでござります。

○藤尾委員 いまの長官のお話で、さらに留保し

てよく考へるというお話をござりますけれども、

首都圏の中でも、栃木県とか、あるいは埼玉県の

秩父の奥とか、あるいは千葉県の房総の先とかい

うような地域についてこれが首都圏にかかつて

おるということのために除外されるというような

ことになりますと、その地域の住民の福祉といふ

ものが著しくことにおいて阻害されることにな

る。この点は、その実施の上において十二分にお

考へをいたさない。

次に、このあなたの提案理由の説明の中にも、

いろいろと消費者行政評議会といふ構想も考慮し

て云々ということで、国民生活審議会といふよう

のを新設したいといふようなお考へですね。現

在こういった関連の審議会といふものは、國

土総合開発審議会、これは地域の問題ですが、東

北開発審議会、九州地方開発審議会、四国地方開

發調整審議会、中国地方開発審議会、北陸地方開

發審議会、中部開発審議会、地方産業開発審議会、

水資源開発審議会、豪雪地帶対策審議会、電源開

發調整審議会、あるいは離島振興対策審議会、あ

るいは台風常襲地帯対策審議会、チリ地震津波対

策審議会、数え切れぬくらいの審議会が一ぱいあ

ります。こういった審議会ばかりがやたらに乱立

をしている状況といふものを、あなたはどういう

ふうにお考へになりますか。

○高橋(衛)国務大臣 経済企画庁には、たまに

御指摘のとおり、非常にたくさん審議会がござ

いました、しかも、その審議会一つ一つが、少な

くとも関係の方々にとって非常に重要な意味を

持つた審議会でござりますために、私ども、率

直に申し上げまして、この審議会のお守りをするの

に非常に苦労をいたしておるのが実情でございま

す。したがつて、私どもいたしましては、先は

法の対象の地域としては適当な地域だということ

がはつきりいたしました際には、たまには留保

いたしておりますが、これを指定していくく、こ

う考へで、さしあたりその縦縛を見守つた上で

考へて、さしあたりその縦縛を見守つた上で

考へたい、かように存じておるのでござります。

○藤尾委員 いまの長官のお話で、さらに留保し

てよく考へるというお話をござりますけれども、

首都圏の中でも、栃木県とか、あるいは埼玉県の

秩父の奥とか、あるいは千葉県の房総の先とかい

うような地域についてこれが首都圏にかかつて

おるということのために除外されるというような

ことになりますと、その地域の住民の福祉といふ

ものが著しくことにおいて阻害されることにな

る。この点は、その実施の上において十二分にお

考へをいたさない。

次に、このあなたの提案理由の説明の中にも、

いろいろと消費者行政評議会といふ構想も考慮し

て云々ということで、国民生活審議会といふよう

のを新設したいといふようなお考へですね。現

在こういった関連の審議会といふものは、國

土総合開発審議会、これは地域の問題ですが、東

北開発審議会、九州地方開発審議会、四国地方開

發調整審議会、中国地方開発審議会、北陸地方開

發審議会、中部開発審議会、地方産業開発審議会、

水資源開発審議会、豪雪地帶対策審議会、電源開

發調整審議会、あるいは離島振興対策審議会、あ

るいは台風常襲地帯対策審議会、チリ地震津波対

策審議会、数え切れぬくらいの審議会が一ぱいあ

ります。こういった審議会ばかりがやたらに乱立

をしている状況といふものを、あなたはどういう

ふうにお考へになりますか。

○高橋(衛)国務大臣 経済企画庁には、たまに

御指摘のとおり、非常にたくさん審議会がござ

いました、しかも、その審議会一つ一つが、少な

くとも関係の方々にとって非常に重要な意味を

持つた審議会でござりますために、私ども、率

直に申し上げまして、この審議会のお守りをするの

に非常に苦労をいたしておるのが実情でございま

す。したがつて、私どもいたしましては、先は

法の対象の地域としては適当な地域だということ

がはつきりいたしました際には、たまには留保

いたしておりますが、これを指定していくく、こ

う考へで、さしあたりその縦縛を見守つた上で

考へて、さしあたりその縦縛を見守つた上で

考へたい、かように存じておるのでござります。

○藤尾委員 いまの長官のお話で、さらに留保し

てよく考へるというお話をござりますけれども、

首都圏の中でも、栃木県とか、あるいは埼玉県の

秩父の奥とか、あるいは千葉県の房総の先とかい

うような地域についてこれが首都圏にかかつて

おるということのために除外されるというような

道とか警察の領域において、中には身の危険をも顧みず職務に多年尽くされた、こういうような方々に対しては、年齢というようなものについての例外はあるわけでござります。また人員も、おそらく千人ぐらいということとの目標、こういうことでございまして、従来は生存者叙勲といわれましたので、何か生存者という語感の表現がよくないからとということで、この春からは、昭和四十年春の叙勲といふように呼び名を改めることにいたしました。人選にあたっては、広く各界各層にわたるようにして、いわゆる有名人のみに限らず、篤農家とか労働者の功労者等も漏れないよう、そういうような方針、また前回までは公務員の経歴のみの方は遠慮させていただいたのであります。が、今回は特に功労顕著な公務員経歴者に対しても、これを除くということもいかがかというので、叙勲とかあるいは賜杯をする、こういうようなことが大ざっぱな概略でござります。

○受田委員 私は、広く学識経験者の総知をすぐつて、国民だれもが納得するような形の栄典を交付すべきだと思います。政府の思いつきで、だれか強く主張されるのが、他の力なき協力者を強制的に納得させるような方針をとつてはいけない。

貴熟局長さん、あなたがやはり行政事務の責任者でいらっしゃるので、その点を十分心得てやつていただきたい。同時にちょっとお尋ねしておくのですが、位階令は、いまどいう取り扱いをされておりますか。

○岩倉政府委員 位階令の所管は、実は私どものほうではございませんので、官房の人事課のほうで取り扱っておりますが、位階令そのものは、大正十五年の勅令が現在も生きております。ただ、この運用につきましては、戦後、昭和二十一年五月の閣議決定で、生存者に対する叙位叙勲を停止するということがございました。その閣議決定のうちで、勅章だけが一昨年復活いたしました。したがいまして、現在は位階令、叙位につきましては

○受田委員 この位階令の現在生きた規定として残つておる中に、正一位から従八位まで残つておると思うのです。この規定の中で生存者には全然出さないといふ、つまり危篤の場合でも出さぬといふことになりますか。そのことをちょっと……。

○岩倉政府委員 生存者には、危篤の場合でも位は出しておりません。

○受田委員 そうして、その位のつけ方ですが、これはなくなつた場合、故人の「勲績顯著ナル者ニハ特旨ヲ以テ位ヲ贈ル」、この「特旨」というのは、どういうことなんですか。

○岩倉政府委員 位の実施につきましては、実は私ども賞勲局の所掌ではございませんので、その運用につきましては、私つまびらかではございません。

○受田委員 総務長官、これは位階令も賞勲局に所管を移転すべきです。官房人事課が扱つておるというような、こういうかたくななことで一位階勲等は榮典の一つですから、それが賞勲局の所管外にあるということは、非常に運用上困るのであります。処理をしていただきたい。御答弁を願います。

○白井政府委員 ひとつよく検討いたします。

○受田委員 私これで質問を終わります。

現在、勲章を佩用することについては、金鈴勲章をぶら下げてもいいことになつておる。ところが、現実に勲章をぶら下げておりますか、どうですか。実際に、いろいろな諸儀式に勲章をぶら下げていつておる実態の御報告を願いたいです。

○岩倉政府委員 今年の元旦からでござりますか、宮内庁のほうで、參賀のときには勲章をお持ちの方は着用するというように御通知になつたと承つております。それから防衛府の方々、制服の方々は、いわゆる略綬を御佩用になつております。これはやはりそれぞれの官庁の規定がござりますので、祝祭日その他、それから公式の部隊訪問などいうよろなときには、勲章を着用しておられることと思います。

ほうで正月からそういう通達を出されたわけですね。そうすると、だんだん勅章をぶら下げるのを皆さんが喜ぶ時代が来るということになると思つたのですが、いろいろ諸外国との儀式においては、これは実事日本人だれもがぶら下げておるわけですね。外国の賓客が来られたような場合にはどうですか。

○岩倉政府委員 これは実は宮内庁の御所管でございまして、宮内庁で正式の晚さん等がございなすときには、一定の服装に勅章を着用のこととなることになつておると存じております。

○受田委員 これはいろいろな規定が出ておるのです。勅章関係のいろいろな規定が出ておるわけですね。これは、どうも昔の古い規定でして、何となく新しい形で、政令なり規則なりでこれを整理する必要はないかと思うのです。榮典に関する諸規定は、非常に陳腐ですからね。これはいかがでありますか、基本的に諸規定を改正するという御意図はなさないですか。

○岩倉政府委員 佩用につきましては、先般いゆる生存者叙勲の再開に伴いまして規定を改正いたしましたて、たとえば勅四等以下の勅章は、ダブルクスース——普通のせびるでも着用してもよろしいということになつております。これは法規集にも出ているかと思いますが、そのように規定はなされておりますけれども、その他の太政官の布告でございますとか、あるいは旧憲法時代の封印令に根拠法規がありますのは、たとえば文化勅章の根拠法規は昭和十二年の勅令でございましてけれども、これらはそのままの規定が有効として運用されておるような次第でござります。

○受田委員 終わります。

○河本委員長 野呂恭一君。

○野呂委員 旧金鷲勅章年金受給者に関する特例措置法に関しまして、「一、三の点について質疑をいたしたい」と思ひます。すでに本法案は、永山先生から提案者に対しまして御質疑がございました。私は、提案者及び内閣賞勲局、あるいはまた法規局関係にお尋ねをいたしたいと思ひます。

本法案の第一条に規定いたしておりますよ

に、旧金鑄勅章年金受給者が、かつて受けた经济的にも非常な不遇のうちに毎日を送つてはいるわけでありまして、年老いた方々のことを考えるときには、その待遇の改善をはかるために特別措置として一時金を支給しようとするものでありますまして、この法案の第一条の規定が同法案の核心をなしておることは、いまさら論議の余地はないと思うのであります。

まず第一にお伺いいたしたいことは、本案の第二条に規定いたしておりますすなわち「昭和二十一年十二月三十一日において旧金鑄勅章年金令による年金を受ける権利を有していた者で」とありますけれども、金鑄勅章の年金令によります第二条の規定によるものを除いて、金鑄勅章一時賜金受給生存者は除外されておるわけであります。本法案の第一条の趣旨から考えてまいりましても、一時賜金受給者に対しましても、その性質は年金受給者と全く同一であると私どもは考へるのであります。したがつて、一時賜金受給者に対しましても、年金受給者と同じ取り扱いをなすべきではないだろうか、賞勵局はこの点をどうお考へになつておるか。ことにこの法案の審議の経過を判断いたしますると、衆議院におきましても、第四十二回国会と第四十三回国会に附帯決議がなされておるわけであります。議員立法でありますながら附帯決議をしておるということ自体が、少し私どもは納得がないのではないかであります。この附帯決議の内容は、一時賜金鑄勅章保持者は除外されておるけれども、その殊の性質は旧年金受給者と全く同一であるから、可及的のやうにこれが適正なる措置を講ずるものとする、こういう附帯決議がなされておるのであります。今国会におきまして提案されました本法案の中で、どういうわけで一時賜金受給生存者がこの特別措置の対象から除外されておるのか、この点について納得できがたいものがあるのですござります。少なくとも、本法案は武功に対する顕彰とかあるいは社会保障とかを目的とするものではなく、単に年金を受けていた既得権の地位の保護を目的とするものであるといふ

ことでありますれば、私は、この既得権の問題について、まず賞勲局のはうから、金鷲勲章年金制度の趣旨、及びその後廃止されるに至りました経過、その意図は一体どこにあるのか、こういう点につきまして明らかにしていただきたいと思いま
す。

○岩倉政府委員 金鷲勳章の年金につきましては、金鷲勳章の歴史があるわけでございますが、令によつて創設されております。勳章の創設は明治二十九年の紀元節の日でございますが、勳章の年金令というものが二十七年に出ておりまして、金鷲勳章の第一回の授賜は、明治二十七、八年戦役でござりますから、金鷲勳章には年金がつかないで出た勳章はなかつたわけであります。ところが、日清、日露、それから日独戦争とか満州事変までずっと金鷲勳章をもらわれた方は年金をもらつておられたのでござりますけれども、昭和十六年になりますて年金令を廃止いたしまして、シナ事変の生存者、つまり昭和十五年四月二十九日に発令せられました、いわゆるシナ事変の生存軍人の金鷲勳章につきましては、年金を廃止して一時賜金に切りかえられたのでございます。そのときの趣旨は、ちょうど昭和十六年ごろに、在郷軍人会のほうで、年金の金額が非常に軽少である。これの増額運動が起つたという事実があつた由でございまして、これは恩給と異なりまして、つまり生活費の補給というような意味で下された金ではない、恩賞である。その恩賞を受けたほうの側からこはうびを増してほしいというような増額運動をやるというのは穢やかでないというような趣旨が一つと、もう一つは年金でございますと、けれども、生存者の場合は早くなくなる方、長生きされる方で金額に多寡を生ずる。その不均衡を是正するというような、二つの理由によりましてこれを一時賜金に御変更になった、そのように聞

いております。ただ、昭和十五年以前、満州事変の当時までに年金をもつておられました方の既得の地位と申しますか、これはなお旧令によるということで、昭和二十年までこれらの旧令による年金受給者の方は年金をおもらいになっておった、そういうことでございます。一時賜金に切りかえましたあとどうなったかと申しますと、これは職役、事変のつど別の勅令に基づきまして、金の勅章受章者のみならず、旭日章あるいは瑞宝章の勲章をもらう人も、賜金だけをもらう人も、いずれも賞賜内規によって別の体系で一時賜金をそのつどもらうというような仕組みになつております。以上沿革を申し上げました。

○野呂委員 そうしますと、当時の年金と一時賜金の性質上の差異といふものは、どういうふうに考えたらいいんですか。

○岩谷政府委員 性質上の差異と申しますと、年金のほうは生存中に限つて毎年毎年いたがる性質の金でござりますし、一時賜金のほうはそのときに一ぺんちょうどいすればそれで打ち切るといふ、そういう性質上の相違はあると御存じます。こ

だ、金鷲勲章そのものは殊勲抜群の方に授与されておりますので、殊勲という点からすれば、年金付の金鷲勲章も、一時金付の勲章も、それに盛られた功績内容については徑庭はない、かように考えております。

○野呂委員 そうしますと、一時賜金は大正八年の勅令第四百九十二号ですか、によつて戦没、事変、それに際しまして賜金、賜杯を授与することができると、いうことになつてゐる。それが廢止されたのが昭和二十一年ですか、二十一年の勅令第百十二号だ。そうしまして、武功表彰の趣旨からいたしますと、表彰を特に厚からしめるという点においては性質上の差異はない。こういう点については、賞勲局及び法制局はどうお考えになりますか。

○岩倉政府委員 金鑫勲章受章者、つまり武功抜群の者の恩賞を厚からしめる、そういう意味におきましては、金鑫勲章の一時賜金は、やはり金額

としては最高額のものを金鷹勲章受章者が賜わつておつたわけでござります。

○野呂委員 そうすると、金鷹裏草を授賜する基準は、一体どういうことになつておりますか。
○岩倉政府委員 これは当時の賞賜内規といふも

のは、それぞれ事変、戦争ごとに勅定を経てつくれられておりますが、大体功績の内容を四つの賞格に分かっております。殊勲、勳功、勳勞、功勞、

この四つの段階に分けまして、その殊勲はまた殊勲甲、殊勲乙というふうに分かれておりますが、

○野呂委員 そうすると、金鶴勲章の年金制度が
は旭日章、勳労のほうは瑞宝章、功勞のほうは賜
金のみ、そのような段階で、殊勲の部類の方だけに
金鶴勲章と旭日章と一時賜金が出ておったわけで
あります。

一時賜金制度に変わりまして、昭和十五年の四月二十九日以降の授賜はすべて一時賜金ということになった。賞賜内規と申しますが、これによると、金鷹勲章は殊勲だ、それに限つておる。年金制度が一時賜金に変わつりましても、受賜するところ

の基準は同じであるとしますと、資格においては変更がないのですから、この原則からいつても、当然同じ扱いを受けるべきではないか。したがって、本法案において一時賜金受給者を除外して、ふるいことまゝ、むしろ適当ではないで

がかと思いますけれども、この法案は、これは武功顯彰の趣旨ではないように押承いたしております。武功顯彰の御趣旨ならば、おっしゃるようにならぬ點に甲乙、ないということをございましようけれども、これは國家の功績者の年金につきまして、長い間おもいになつておられる既得権の地位と申しますか、これが失われた、かつまた御老齢に達していらっしゃる、そういう観点でこの法案が構成されております。そういうふうに私ども承知をしておるわけでござります。

○野呂委員 次に、金鶴勲章年金受給者に該当する総数は、一体今日この法案が可決確定された後

において何人くらいになるか。それを等級別に分けられて、あるいはまたその等級別に、兵の階級、あるいは下士官の階級、将校の階級、こう

といったよううにその数をお調べ願つておりますか。
○岩倉政府委員 ますます總務について申し上げます
と、旧年金をおもらいになつておつた方々と申し

ますと、日清、日露戦争から満州事変まででござりますが、現在、これは昭和三十八年の一月一日現在の推計の数でございます。これは別に調査を

具体的に一人一人に当たってやつたわけではございませんで、昭和十五年ごろの受給者の数字に、それからの平均余命と申しますが、そういうものを厚生省の人口問題研究所のほうで計算をしていただきまして、その数字によりますと、年金を

関係の昭和三十八年一月一日現在における生存者は、八千六百八人というふうに推計されるわけでござります。また、その等級別の内訳もございますけれども、日露戦争・日清戦争のころの將校の方は、とうに鬼籍にお入りになつてゐる。大体をな

が兵隊さんと申しますか、下級の級別の方々で、これは表がござりますから、いずれお手元に差し上げてもと思ひます。全部読み上げましても複雑でござりますので……。

別に武功表彰ということじゃないんだ。こういう趣旨から見て、必ずしも一時賜金受給者を含めたことでも、一つではなく、二つ、三つ同時に選ばれていた。

いましたが、金鷹勲章年金受給者と一時賜金受給者とは、武功表彰の趣旨という点からすれば、これは同じなんだ、性質上は変わりはない。しかし、本法案の第一条の趣旨から考えてまいりますと、本法案の内容が、榮典としての金鷹勲章制度そのものの復活ではない、敗戦による経済的障得權の喪失、これを国家が補償するのだ、それを本質としておるのだ、こういうことになりますから、國の至上命令のもとに自「」を捨て國家のために戦った功労のある人々ということになります。

と、同じである。したがって、一時金の受給者を含めてこれはむしろ拡大適用していくほらが、不合理な国民間の差別を排除するという憲法第十四条に規定されておる国民平等の原則に沿うのではないか、こういう点についてお考えを願わなければならぬし、また待遇の改善につきましても、勲功といふものを基準にしないので、功一級も功二級も功七級も、そういう等級的な差別というものはなくて、全部一律に七万円を支給するということになりますと、この点にいろいろ問題点があるのではないか、こういうふうに考えますのでこの点提案者の受田先生にお伺いをいたしたいと思うのであります。

○受田謙員 私は、いま野呂委員のお尋ねの問題で、年金受給者という場合は、これは毎年定期的

年金がもらえるという一つの期待があつた。これは憲法二十九条の財産権は侵してはならないという規定からいえば、一つの既得権である。同時に期待権である。同時にそれが死ぬまでもらえる。そういう場合に、その年金の支給を打ち切るということによつて、その既得権、期待権が喪失されることになる。死ぬまで毎年もらえる期待権が、そこで剥奪されたことになります。しかも、

戦後二十年たつておると、一時金のほうは現時点においては喪失しているわけです。二十年の長期の支払い方式による一時金ですからね。しかし、

昭和三十六年に三十八国会ですか、上程をされ定日を三十八年の四月一日というふうに修正されたのでござります。それ以来、原案のまま国会に提出いたしておるわけでございます。

○野呂委員 そいつたしますと、この措置法は、昭和三十六年に三十八国会ですか、上程をされ定日を三十八年の四月一日というふうに修正されたのでござります。それ以来、原案のまま国会に提出いたしておるわけでございます。

○八田謙員 この三十八年の四月一日に資格確定日にいたしましたのは、御承知のように四十三国会におきまして、参議院におきまして審議の過程において、ただいま申し上げましたような資格確

定日を三十八年の四月一日というふうに修正されたのでござります。それ以来、原案のまま国会に提出いたしておるわけでございます。

○受田謙員 この法律の適用期をどこにするかと何となれば、多くの法案で施行期といふものが既往にさかのぼるということは、事実問題として採用されておりません。ただ適用期については、引

揚者給付金等支給法、昭和三十二年の五月に法案が通過しましたけれども、三十二年四月一日にさかのぼるということで、三十二年四月一日を起点

十一国会にも、あるいはまた四十二国会にも提案されておる。それから四十三国会にも提案されておる。その提案の中に出でております適用の日といふものは、昭和三十八年四月一日を受給権者の資格とするということになつておるわけです。

が、これは審議の経過からしてそのまま法案をただ受け取つてきたのだというのではおかしいのでありますし、少なくも本法案が年金を受けている

ところのあたりで、ひとつ旧金鷹勲章の受勲者について、四十三国会の三十八年、一年をさかのぼつて適用するという、いわば過去にさかのぼつてそ

の適用者を救済するということは、異例の措置でございまして、この二年くらいの限度で救済する

これが採択されております。特に新しく権利を与えるとか義務を課すとかいうような法案では、

過去にさかのぼつて適用する例は全然ございません。ただこの場合は、この時点以後にだんだん人

が減るだけであつて、社会政策的見地からいつて、できるだけ多くの人を救うという意味で二年

前にはさかのぼつてこれを適用することにしたわけ

でございまして、あまりに前にさかのぼつていく

ということは、他の法案との関連もありますし、二年前にさかのぼるというのが適切だらうといふことに私は、戦争による犠牲の平等化ということを考えておきますならば、しかもこの法案の性格

上、これは当然さかのぼるべきだ、こういうこと

などとおり、施行期日は公布の日である、その適

用は昭和三十八年の四月一日から、こういうことになつております。また第二条一項一号に、昭和三十八年四月一日において六十歳以上の者である

が、実際は昭和二十一年十二月三十一日において年金を受ける権利を有しておる者が、当然この法案における基本となるべきではないだらうか。昭和三十八年四月一日を一体どういうわけで根拠としたのか、こういう点、提案者である八田先生に今度はお伺いしたいと思います。

○八田謙員 この三十八年の四月一日に資格確定日にいたしましたのは、御承知のように四十三国会におきまして、参議院におきまして審議の過程において、ただいま申し上げましたような資格確

定日を三十八年の四月一日というふうに修正されたのでござります。それ以来、原案のまま国会に提出いたしておるわけでございます。

○受田謙員 この法律の適用期をどこにするかと何となれば、多くの法案で施行期といふものが既往にさかのぼるということは、事実問題として採用されておりません。ただ適用期については、引

揚者給付金等支給法、昭和三十二年の五月に法案が通過しましたけれども、三十二年四月一日にさかのぼるということで、三十二年四月一日を起点として、兵の階級の假定期限給表の年額、あるいは物価指数等を勘案いたしまして、一五〇という指數をかけました。さらにまた、これ

は基本額になりますが、それに三年をかけて、七万円というよりな気持ちは、七万円では少ないので、七万九千円になつておられます。この百六十

九円に対しまして、兵の階級の假定期限給表の年額、あるいは物価指数等を勘案いたしまして、一五〇という指數をかけました。さらにまた、これ

から御答弁がありましたが、いわゆる八千六百八十、百六十九円になつておられます。この百六十

九円でかつて年金をもらっておられた人の額を割りまして平均額を出しました。平均額を申し上げま

すと、百六十九円になつておられます。この百六十

四十二回国会のときも七万円である。四十三回国会のときも七万円である。（一五〇）といふものを物価指數としておるならば、その後經濟的な變動は全然ないのだといふ判断の上に七万円というものを引きめになつたのか。あるけれども、大藏省のほうの見通しが悪いからやめておこう。こういふことのなかでこの点を明らかにしておいていただきたいと思います。

きましては、ただいま御質問がありましたが、非常に、物価指數の取り方から考えてみましても、非常に不満足であります。しかし、不満足であります
が、この問題は、先ほど申し上げましたよう

財政当局の意向も十分にしんしゃいたしまして、七万円に落ちつかざるを得なかつた。いわゆる不満足の中の満足というような感じで始めたものでござりますので、御了承願います。

○野呂委員 しかし、これは政府提案ではございません。議員立法です。議員提案でありますと、大蔵省に書きもつて七万円か十万円かといふふうよ

うなことでいろいろ憶測をして、そうして議員立法でありますから、七万円くらいで大蔵省が言うことを聞くのではないだらうかという仮定の上に立つておるということは、少しおかしいのではないかということを考えるのであります。したがつて、総務長官にこの点、大蔵省、財政当局のいろいろふところがいもあるでありますようが、総務長官としては七万円というものはこれでいいのかという問題について、ひとつ御所見を承りたいと思ひます。

当である。かように考えております。
○野呂委員 次に、本法案と現憲法との関係につきまして、主として法制局のほうにお尋ねをいたしてまいりたいと思います。

憲法第十四条の第一項及び第三項、この規定の

解釈と本法案によるところの一時金を給することとの関係が、どういうことに考えていいらしい

の方、私どもいたしましては、本法案の内容は、榮典としての金鷲勳章制度そのものの復活ではなくないし、敗戦による經濟的既得権の剥奪に対する國家補償を本質としておるものと考えておるのでありますけれども、旧金鷲勳章年金受給者のみを対象として一時金を支給するということことは、憲法第十四条第一項に違反するのではないかという一部の考え方もあるようござりますから、したがつて、憲法の条文の解釈について、私も二、三の点をお尋ねいたしておきたいと思います。

○鰐島法制局參事 憲法第十四條第一項及び第三項と本法律案の関係についての御質問でござりますので、お答えいたします。
憲法第十四條第一項は「すべて國民は、去り下り
どういふ差別を排除するといふのか、具体的な内
容について、衆議院の法制局の御見解を賜わりた
いと思います。

に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的には社會的關係において、差別されない」ということでございます。この第一項は、申しまでもない、ことでございま

ますが、これは絶対的な平等あるいは機械的な平等を言つてゐるのではありませんで、合理的な事情があれば、差別を設けても、第十四条第一項には直接違反しない、こういうことであるうと思ひます。

この沙汰案によりまする一時金の支給は、先生ど野呂先生もおっしゃいましたように、本法案の第一条におきまして、かつて年金を受けておりました方々が、その後年金を受けられなくなつたといふ、そういう既得権なし期待権を喪失したということ、それからまたそれらの方々で老齢の方々についてのみこの一時金を支給するということでございまして、これはやはり合理的な事情によりましてこういう一時金を支給するということに相なり

ますので、したがいまして、憲法第十四条第一項と抵触することはない。」こういふ考え方でござります。

それからこの第三項の関係につきましては、これはただいま野呂先生のおっしゃいましたように、本法案は、金銀勲章制度そのものを復活するものではなく、先ほど申し述べましたような趣旨において一時金を支給するということをございまして、この点も、第三項との関係において何ら問題にはならない、かのように考えております。

○野呂委員 まず、憲法第十四条に定めておりま

す平等の原則というものが、いわゆる機会的な平等ではない、人間関係におけるところの不合理な差別を排除するのだ、こういうふうに解釈してい

されでは、その十四条三項の問題でござりますが、一時金を支給するということは、特權といふことにならないかどうか。つまり、榮典に伴う特權といふ問題において、本法案の一時金の支給は第三項に違反にならないかどうか、こういう点であります。いわゆる憲法上、特權といふものの解釈は一本どう考へてらひの、この特權の問題

題について伺います。

○鶴島法制局参事 特權の意義につきましてはいろいろな考え方があるわけございますが、憲法第十四条第三項でいつておりまする特權といふのは、ほかの人々と区別しましてある特定の人のみに権利を与える。あるいはその人のみに、たとえば一般に課せらるべき租税を、衆議院の授与につけ加えましてそういうものを免除するとか、そういうような一般に与えられないところの地位を付与する

○野呂委員 本法案の趣旨説明が先般提案者から行なわれたのであります。その中に「その經濟的期待権を喪失し、云々。こういうことがある。この經濟的期待権という經濟的な利益、これと特權との關係はどう考えるか。つまり經濟的期待権とは特權ではないのか、こういう点であります。

○鮫島法務局參事 憲法第十四条第三項でいつて

おりまする特権は、榮典を授与しまして、その榮典を受けておる方に対してもさらに特権を与えること

○野田委員 そうすると、この場合におきましては、本法案におきまする旧勲章の年金受給者と一時金支給の特別措置との問題が、ちょうど文化勲章あるいは文化功労者年金の例との比較において、そういう榮典の授与といふのは全然考えておりませんで、ただ一時金のみを与えるということです。ございまして、榮典の授与に特權を伴わせたということには相ならない、こういう考え方でござります。

○鯨島法制局參事 文化勲章は、文化勲章令によつて賜与されるものであります。それから文化功労者年金は、これは文化功労者年金法に基づいて支給されるものでございます。文化功労者年金法に基づきまして、文化功労者に對して与えるといふものでござります。したがいまして、文化勲章そのものに對して文化功労者年金を賜与すると、いふのではございませんで、文化功労者としては、これは審議会がござりまするが、その審議会の選考を経てきめられた文化功労者に對して年金を支給する、こういふことには相なつておらないのでござります。実際の過去の例を見ますれば、文化功労者の中には、文化勲章を受けた方々を含めて選考されておるようでございますが、この二つは、法律的に申し上げますれば、全然関係がないわけでござります。それから本法案におきましては、そういう金勳章そのものに對して一時金をやる、そういう関係もございませんので、文化勲章と文化功労者年金との關係とこの本法案の關係は、これは全然また異質なものと考へております。

○野呂委員 獻章自体を本法案は問題にしておるのではない。年金受給者であるから、憲法上何ら疑義がないのだ。同時に、年金受給者だけを対象にしていて、その勅章、つまり過去の金鷹勅章であります。したがつて金鷹勅章といふのは一つの条件的な問題であつて、本質的には憲法第十四条の「榮誉、勲章その他の榮典の授與は、いかなる特權も伴はない」、こういうことに何を抵触をしていない、こういうことを言わるわけですね。

そこで、本法案の憲法上の問題について締めくくりをいたしながら政府当局に御意見を承つておきたいと思うのであります。憲法第十四条の平等の原則に関するところでは、本法案の内容が、受給権者となるべき人の能力やあるいは経済的地位あるいは社会に対する功績などを基準といたしまして、いかに国家政策の点におきましても、一部の人々のものが現行憲法の基本的な精神に相反しておる、憲法の前文の趣旨に定めた平和主義であるとか、あるいは民主主義の精神に反し、軍國主義思想とつながるものではないかと主張している人もあるようになります。金鷹勅章というものが、国民の主権の憲法と全く異なる明治憲法の天皇主権的なる天皇軍隊に授与されたものであるから、これは現憲法の趣旨に反する、こうしたことと言つておるわけです。われわれは、疑いなく、本法案の内容といふものは決してそういうものでなくして、命を捨てて國家のために尽くした行動そのものに対する報償的と申しますが、あるいはそういうものに、先ほどお話しのありました老齢者を慰めるといったような要素を加味して、既得権を保護するといつたようなものであつて、戦功を立てたものの評価を新しく見出して、武勲を獎励的な立場で取り上

げていくものではないということを明確にしておかなければならぬと思います。この点につきましても、私どもは、なぜ本法案が政府提案にされなかつたのか、旧地主の農地報償制度にいたしましたが、あるいは長い間議員提案であります。国民の祝日に開催する法律の一部改正案も、今国会におきましては政府提案に踏み切られたにもかかわらず、本法案だけが依然として議員提案であるといふ理由、あるいはこれは憲法上において法制局及び政府の間で統一的な見解がまだできていないからではないか、こういう疑問点も私はあつたのであります。ただ、こういうふうに考えますので、たしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○白井政府委員 本法案につきましては、第一には、先般提案理由の説明の際にも、草葉先生からも、国会法のたてまえからこういう種類の問題については議員立法にすることが政府立法よりは適切であるという、そういう御意見もあつたわけでございまして、政府といたしましても、そういう御意見といたしまして、憲法の趣旨に反する御意見といふものも一応尊重したい。また、憲法との関係につきましても、いまの質疑応答で明瞭になつたのでござりまするけれども、世間では、ややともするとこれがやはり金鷹勅章に伴う榮典の何か復活のよくな誤解がないではない点もありますので、やはり政府といたしましてはそれもひとつ避けたい。それからさらによつては、これをいたしますると、一時賜金にまで拡大しろという議論等もござりまするし、それら等もいろいろ勘案いたしますので、やはり政府といたしましてはそれもございまして、また一つには国会運営上の考慮もございまして、政府として提案するよりはやはり議員立法で出すほうが適当であろう、かように考えました、政府といたしましては提案をいたさなかつた次第でございます。

○受田議員 いま野呂委員のお尋ねに対して私が一言申し上げておきたいと思います。

この法案に対しましては、民社党は自民党的な方と共同提案の形式をとらしていただきました。

このことは、野呂委員御指摘のとおり、この法案は決して旧軍國主義の復活などといふような過去の亡靈にとらわれた人々の発言とは違ひまして、長い間年金を対象に生活の設計を立てられた方々でも、あるいは長い間議員提案であります。国民の祝日に開催する法律の一部改正案も、今国会におきましては政府提案に踏み切られたにもかかわらず、本法案だけが依然として議員提案であるといふ理由、あるいはこれは憲法上において法制局及び政府の間で統一的な見解がまだできていないからではないか、こういう疑問点も私はあつたのであります。ただ、こういうふうに考えますので、たしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○白井政府委員 本法案につきましては、第一には、先般提案理由の説明の際にも、草葉先生からも、国会法のたてまえからこういう種類の問題については議員立法にすることが政府立法よりは適切であるという、そういう御意見もあつたわけでございまして、政府といたしましても、そういう御意見といたしまして、憲法の趣旨に反する御意見といふものも一応尊重したい。また、憲法との関係につきましても、いまの質疑応答で明瞭になつたのでござりまするけれども、世間では、ややともするとこれがやはり金鷹勅章に伴う榮典の何か復活のよくな誤解がないではない点もありますので、やはり政府といたしましてはそれもございまして、また一つには国会運営上の考慮もございまして、政府として提案するよりはやはり議員立法で出すほうが適当であろう、かのように考えました、政府といたしましては提案をいたさなかつた次第でございます。

○河本委員長 上林山君。

○上林山委員 農地問題について質疑を試みたいと思つてゐるので、さように皆さんの御協力を得たい他の委員から何が發言があれば、後刻に譲りたい、こういうふうに考えておりますので、おほかりを頼つておきたいと思います。

○河本委員長 いたことを、御報告いたしておきます。

御質問は次会にお譲り相なるべきであると私は思ひます。私から發言をします。

○受田委員 議事進行に関してですが、いま上林山委員の御提案の農地報償法案の審査を進められると御意図があるわけですか。

○河本委員長 そうです。上林山君から發言を求めてられております。

○受田委員 それではちよつと私から意見を申し上げて、御理解を願つたらと思います。実はこの間から、当委員会は社会党が欠席したままで開かれております。社会党の諸君も、ILOの問題に関連してこの内閣委員会の審査を一応拒否しておる形でありますから、一日待てば、社会党の

議員諸君も必ず出席してくれると思うのです。同時に、農地報償法案なるものは、本委員会におきましては一番最後に提案されております。各省設置法関係など多くの法案がまだ審査過程にありますので、顧わくは一番最後に提案された農地報償法案は、この当委員会ではできれば今までのよう各党の協力によって法案の審査を続行して、できるだけ審議に協力し合つて実を結ぶというのがたてますから、順序を追うて各省設置法の片づけをし、かかる後に最後に提案された農地報償の審査に移る、そうした場合に、まじめな審査方式がとられるならば、野党のわれわれも御協力にやぶさかではありません。そういう意味で、もうすでに時刻は二時半を回ろうとしているこの段階で、なおいまから農地の質問に入られるということは、政府与党として十分御考慮願つて、このあたりでひとつさほどの理事会で私の提唱したとおりの方式を御採用になって、農地報償の御質問は次会にお譲り相なるべきであると私は思ひます。私から發言をします。

○河本委員長 ただいまの受田君の御発言の件につきましては、理事の間で御協議願いたいと思いますが……。

○荒船委員 ただいま民主党の御発言がございまして、一面われわれも賛成をする点もござります。あるいは一面はどうも納得し得ない点もござります。しかしながら、国会は、各党とも意見を尽くし、円満な議事を促進しなければならない。これは民主主義のルールであると思うのですが、あります。したがいまして、暫時休憩をしていただきました。その後、休憩中に理事会を開いて、今後の審議をどうするかという問題を協議したいと思いますが、いかがございましょう。

○河本委員長 ただいまの荒船君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。
この際暫時休憩いたします。

午後二時三十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕